

埼玉県県民の森指定管理者募集の質問事項に対する回答

令和7年8月29日回答

項番	質問項目	質問内容（要旨）	回答
1	募集要項P 1 2（4）県民の森の規模	県民の森の規模にある「郷土の森1.50ha」とは県民の森のどこの部分のことですか。	別紙のとおりです。
2	募集要項P 2 県民の森の利用状況	来園者数はどのように数えていますか。	職員による目視及びイベント参加者数を基に算出しています。
3	募集要項P 3 3（2）管理に要する経費	委託契約ではないので「委託料」とは「指定管理料」のことですか。	お見込みのとおりです。募集要項にある「委託料」は「指定管理料」と読み替えてください。
4	募集要項P 2 6 1 共通事項	旧展示室、学習室及び管理事務所にはすでに警報装置が設置されていますが、新たに警報装置を設置するというのですか。	旧展示室、学習室及び管理事務所にはすでに警報装置が設置されています。警報装置が設置された状態であることを求めるものであり、必ずしも新たに警報装置を設置することを求めるものではありません。
5	募集要項P 2 6 資料3-3 施設・設備の維持管理に係る仕様	2 供用施設のうち、「森林」の管理方法として、管理道・遊歩道沿い森林の除伐、枯損木除去、つる切り等は適宜と記載されています。景観等の観点から、指定管理者において園内の木を伐倒したい場合、可能ですか。また、日常的な維持管理業務とは別に、県において伐倒・間伐計画を予定している場合、具体的な内容（対象箇所、樹種、伐倒本数等）及びスケジュールを教えてください。	県民の森は全域が県有林かつ保安林であるため、伐倒等を行う場合は事前に県への申請又は届出が必要です。伐倒等を計画する際は秩父農林振興センターの県有林担当者及び保安林担当者にご相談ください。なお、県では令和7年度に枯損木及び枯損の恐れがある樹木の除去を目的とした、委託事業を実施する予定です。
6	募集要項P 2 6 資料3-3 施設・設備の維持管理に係る仕様	管理方法等に「展示物・パネル等の点検」とありますが、展示物・パネル等は何かありますか。	旧展示室の森林・林業に関する展示物やパネルを指します。展示室は廃止されていますが、これら展示物やパネルは今後活用される可能性があるため、随時点検をお願いします。
7	募集要項P 2 6 資料3-3 施設・設備の維持管理に係る仕様	2 供用施設のうち、「公衆便所（仮設を含む。）」の管理方法として、巡視点検・清掃は随時、軽微な修繕は適宜と挙げられています。簡易水洗便所は電源供給がない可能性があるかと推測しますが、電源が無いトイレ施設（簡易水洗便所等）の具体的な排水処理方式の名称と、汚泥引き抜きを含む、年間を通じて必要な具体的なメンテナンス方法について教えてください。	県民の森にあるトイレ施設のうち、駐車場、ウエルカムストリート分岐付近、丸山分線沿い（2箇所）の計4箇所は、いわゆる「土壌処理方式」トイレです。消化槽に汚泥がたまってきた場合には、全量ではなく部分的な汚泥の引抜きを行う必要があります。

項番	質問項目	質問内容（要旨）	回答
8	募集要項P27 資料3-3 施設・設備の 維持管理に係る仕様	浄水場の管理はどのように行っていますか。また、設備の状況について教えてください。	<p>【浄水場の管理について】            普段の管理は指定管理者が実施し、検査等は指定管理者が専門業者に委託しています。            指定管理者による通常の管理は、取水管からの流入量の確認・調整、浄水施設の運転状況の確認、塩素の補充及び濃度の確認・調整、給水先の蛇口での塩素濃度の確認などです。            専門業者への委託は、原水及び浄水後の水質検査や浄水施設・配水池の清掃、機器類の点検、休業期間（運転しない期間）の水栓類の水抜き作業、運転停止、運転再開の作業です。</p> <p>【設備の状況について】            配水池まで揚水するポンプは、現在交換に向けた設計業務を進めています。            また、送水管は老朽化が進んでいます。あわせて、取水口は令和元年度台風による災害により、土砂に埋まった状態となっています。現在、取水管は仮設のものであり、取水口は目詰まり解消に水の逆流操作が必要な状態となっています。</p>
9	募集要項P27 資料3-3 施設・設備の 維持管理に係る仕様  募集要項P28 資料4 施設の改築及び修 繕等の実施及び費用負担区 分	浄水施設のポンプなど主要な設備において、県が実施を予定している具体的な修繕計画があれば、その内容（対象設備、予定時期、概要など）を教えてください。	令和7年度においては、浄水場の揚水ポンプの交換に向けた設計業務を進めています。当該業務が完了次第、交換修繕に係る工事を行う予定です。
10	募集要項P27 資料3-3 施設・設備の 維持管理に係る仕様	浄化槽の清掃点検が「年1回」となっています。浄化槽法上は清掃が年2回必要と思われませんが、年1回でよい理由は何ですか。	御指摘のとおり浄化槽法上は年2回が正しいため、募集要項P27及びP60を修正いたしました。

項番	質問項目	質問内容（要旨）	回答
11	募集要項 P 2 7 資料 3-3 施設・設備の維持管理に係る仕様	<p>(1) 埼玉県森林管理道管理基準によると、森林管理道部分は基本的に埼玉県知事が管理することになっています。募集要項 P.2及び基本協定書案P.58の2県民の森の規模⑨道路敷当施設に「管理道2.2km、駐車場から中央広場進入路0.6km」とありますが、それぞれ森林管理道丸山分線、森林管理道丸山支線と思われます。 この森林管理道は公の施設として指定管理者が管理するのでしょうか。</p> <p>以下、森林管理道を県で管理する場合に伺います。</p> <p>(2) 埼玉県県民の森条例第4条第1項第2号は、森林管理道部分についても適用されますか。</p> <p>(3) 森林管理道部分について埼玉県県民の森条例第4条第1項第2号及び第7条第2項に基づき指定管理者が車馬を乗り入れる場所を指定することができますか。</p> <p>(4) 埼玉県森林管理道管理基準第3条第2項の道路賠償責任保険は県で加入するのですか。 県で加入する場合、森林管理道部分も含めて指定管理者が施設賠償責任保険に加入して差し支えないでしょうか。（道路管理の責任でない事故が発生した場合に必要と思われます）</p> <p>(5) 埼玉県森林管理道管理基準第9条から第12条の点検は県で実施するとの理解でよいですか。</p> <p>(6) 森林管理道の修繕は30万以下であっても県で実施するとの理解でよいですか。</p>	<p>お見込みのとおり、県民の森の規模に記載している管理道2.2kmは森林管理道丸山分線、駐車場から中央広場進入路0.6kmは森林管理道丸山支線です。別紙に当該森林管理道を図示しましたのでご確認ください。 丸山分線・丸山支線いずれの森林管理道も県民の森を構成する構築物として、募集要項P27「森林管理道の管理に係る特記事項」に定めるとおりの管理の対象です。 なお、丸山分線の橋梁点検につきましては周辺森林管理道の橋梁点検と合わせた実施が効率的であるため、県で委託業務を発注する予定です。</p>
12	募集要項 P 2 8 資料 4 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分について	<p>令和5年4月1日付けの条例改正により展示室は廃止となりましたが、展示室として使用していた建物は旧展示館として現存しています。資料4は旧展示館についても適用されるということでしょうか。</p>	<p>募集要項P1のとおり旧展示室も県民の森の一部であるため、適用対象です。</p>
13	募集要項 P 2 9 資料 5 施設管理の収支決算額	<p>施設管理の収支決算額は、事業報告書（様式第3号）において求められる詳細な会計報告（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）要約版と捉えてよいですか。 もし、事業報告書（様式第3号）で求められる報告精度が資料5のとおりで差支えない場合は、教えてください。</p>	<p>お見込みのとおり、資料5の収支決算額は会計報告を要約した内容です。 管理経費等の収支状況は、会計報告を要約したのではなく、事業報告書（様式第3号）で定める各書類をご提出ください。</p>
14	募集要項 P 4 0 資料 7 埼玉県県民の森の管理に関する基本協定書（案）	<p>第4条(2)で「県民の森を利用することができる時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること」と定められています。 安全管理を徹底した上で、例えば、夜間の昆虫探し企画や宿泊を伴うキャンプ企画など、開園時間外に利用者の滞在を伴う自主事業を実施したい場合、現行のルールにおいて、このような企画を妨げる規定はありますか。 また、自主事業の計画書に詳細を記載し、事前に県と協議・承認を得ることで、検討することは可能ですか。</p>	<p>埼玉県県民の森条例第3条第2項において、「県民の森を利用することができる時間は、午前9時から午後4時半までとする。」とありますが、これは不特定の一般の来園者に対して開放されている時間を指し、指定管理者の責任において、本時間外にイベント参加者を入園させイベントへ参加させることを認めないものではありません。 なお、当該イベントを計画する際は、事前に県へ御相談ください。</p>
15	募集要項 P 4 1～4 2 資料 7 埼玉県県民の森の管理に関する基本協定書（案）	<p>直近1年分の「利用状況報告書（様式第2号）」と、直近5年分の「事業報告書（様式第3号）」の提供をお願いしますか。</p>	<p>現指定管理者の事業に関する情報であるため、提供いたしかねます。</p>

項番	質問項目	質問内容（要旨）	回答
16	募集要項P43 資料7 埼玉県県民の森の管理に関する基本協定書（案）	モニタリング調査報告書（直近3回分）の提供をお願いしますか。	県ホームページにおいて、平成26年度から令和5年度分の管理運営状況評価を公表しています。 【県ホームページ（指定管理者制度）】 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/kaikaku/shitekanri/index.html</a>
17	募集要項P51 別記2 個人情報取扱特記事項	第11（再委託の禁止等）について、内容から「再委託の禁止等」ではなく「第三者への委託等の監督」ということでよいですか。	「第三者への委託等の監督」と理解していただいて差支えありません。 また、募集要項のその他箇所に記載されている「再委託」は「第三者への委託」と読み替えてください。
18	募集要項P73 様式第2号 埼玉県県民の森利用状況報告書	2（2）その他施設について、「隣接する森林」とありますが、どこの森林を指しているのでしょうか。	ウェルカムストリート沿い両側10mの森林を指しています。この部分についても、県と地権者との協定に基づき、指定管理者は県民の森と一体的に管理してください。
19	ボランティア団体との連携について	現指定管理者によるボランティア団体との連携状況について教えてください。	現在は2団体と連携しています。 1団体は、野生動物の調査を行っている団体であり、イベント時に講師として協力いただいています。もう1団体は、施設の美化に協力いただいています。
20	管理事務所におけるインターネット光回線の接続状況等について	現在、管理事務所にインターネット光回線が導入されているか否か、導入されている場合は具体的なプロバイダ名とプラン名を教えてください。	インターネット光回線が導入されています。プロバイダ名及びプラン名は指定管理者の事業に関する情報であるため、回答いたしかねます。
21	旧展示室の有料貸出について	旧展示室について、自主事業として何らかの付加価値を付け、有料で貸し出す企画を立案し、事業計画書に盛り込むことは可能ですか。	現行の条例では利用料金制度を導入していないため、施設を有料で貸し出すことはできません。 なお、旧展示室に限らず施設は老朽化している状況であり、一部雨漏りや扉が閉まらない等の不具合が生じていますので、御留意ください。
22	園内の崩落箇所について	園内において、現在までに災害等で崩落した箇所はありますか。また、そういった場合に、県ではどのような対応をするか教えてください。	最近では、令和元年の台風19号により崩落した箇所が複数あり、昨年度で復旧工事が完了しました。 今後、再び崩落が発生した場合も、復旧に向けて予算確保に努めます。
23	二次審査について	申請書類の様式は指定のWord形式ですが、プレゼンテーションを想定したオリジナル様式のスライド資料を、提案書（申請書類）に添付して提出することは可能ですか。	申請書類は、募集要項に則った形式でご提出ください。



# 県民の森 遊歩道マップ

【1:5000】

主な施設	学習展示館	駐車場
駐車場	0.6km	—
学習展示館	—	0.6km
林間広場	0.9km	0.9km
デイ・キャンプ場 (管理道経由)	1.5km	1.5km
デイ・キャンプ場 (中央広場経由)	1.0km	1.6km
展望広場・丸山山頂	0.9km	0.6km
記念植樹地	0.3km	0.9km
展示林	0.5km	1.1km
家族広場	0.7km	1.3km
水辺の広場 (管理道経由)	1.7km	1.7km
水辺の広場 (展示林経由)	1.0km	1.6km
金昌寺 (金昌寺コース)	6.2km	—
芦ヶ久保駅 (果樹公園村コース)	4.3km	—
芦ヶ久保駅 (赤谷コース)	7.3km	—

※学習展示館は学習室及び旧展示室と読み替える。  
 ※デイ・キャンプ場は旧デイ・キャンプ場と読み替える。



【水色斜線部分】  
郷土の森

管理道	針葉樹
遊歩道	広葉樹
沢・池	広 場
トイレ	休憩場
水飲場	施設等
案内標識	園内案内看板
ウエルカムストリート	休憩ポイント

森林管理道  
 丸山支線  
 丸山分線

埼玉県 県民の森